

(1) 地域における情報通信基盤等の環境整備

- i 5Gなどの情報通信基盤の早期整備
- ii デジタル人材の育成・確保
- iii データ活用基盤の整備
- iv 未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成**

(2) 地域のDX推進による地域課題の解決

- i 未来技術の活用による地方創生の推進
- ii 「スーパーシティ」構想の推進
- iii 関係省庁の連携
- iv 農林水産分野での未来技術の活用
- v サービス産業分野等での未来技術の活用
- vi 医療・教育分野での未来技術の活用
- vii 生活分野での未来技術の活用
- viii 交通分野での未来技術の活用
- ix 公共・社会基盤分野での未来技術の活用

(1) 地域における情報通信基盤等の整備

iv 未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

施策名	府省 担当部署名	ページ
シェアリングエコノミーの更なる推進	内閣官房IT総合戦略室	34
防災分野でのシェアリングエコノミー活用を促進するモデル連携協定の作成	内閣官房IT総合戦略室	36
我が国主導のシェアリングエコノミーの国際標準化の実現	内閣官房IT総合戦略室	37
デジタル活用環境構築推進事業	総務省情報流通振興課情報活用支援室	38
地域ICTクラブの普及促進(デジタル活用共生社会推進事業)	総務省情報流通振興課情報活用支援室	40

施策名：シェアリングエコノミーの更なる推進

内閣官房IT総合戦略室 03-3581-3484（代表）
share-eco-center_atmark_digital.go.jp（※）_atmark_は、@に置き換えてください。

分野

未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

総合戦略該当箇所

横2-1-(1)-iv

予算額

非予算

特徴・ポイント

- ✓ シェアリングエコノミーは、既存の遊休化している資産（スキルや時間等の無形なものを含む）の有効活用を促し、社会課題の解決や経済活性化の手段のひとつとして有望視されている。
- ✓ 地方公共団体等へのシェアリングエコノミー伝道師の派遣や相談受付、活用事例集等による先進的取組事例の横展開を通じて、社会への定着・浸透を図る。

目的

- ・ シェアリングエコノミー自体の認知度向上と利用者の不安感を解消していくことが、更なる社会への定着・浸透を図る上で課題となっている。
- ・ シェアリングエコノミー促進室を情報発信・相談窓口機能として設置するとともに、豊富な知見や活用実績を備えたシェアリングエコノミー伝道師を地方公共団体等へ派遣し、住民への啓発や課題抽出、導入支援等を行う。
- ・ 活用事例集等での先進的取組の見える化により、後続する取組や新たな事業アイデアの創出を推進する。

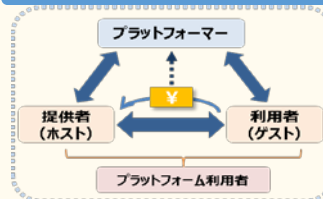
概要

- ・ シェアリングエコノミーの活用に関心の高い地方公共団体等へシェアリングエコノミー伝道師を派遣。
- ・ 内閣官房IT総合戦略室内のシェアリングエコノミー促進室にて、地方公共団体や民間事業者等からの相談を受付。
- ・ 地方公共団体等のシェアリングエコノミーを活用する取組をまとめた事例集をアップデートし毎年公表。

＜シェアリングエコノミーとは＞

- ・ シェアリングエコノミーについては、様々な分野で新たなサービスが開発され登場する途上にあり、現時点で一義的な定義を行うことは困難。
- ・ 我が国における現状を踏まえ、便宜的に「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」として捉える。

シェアリングエコノミーの構造



（※）シェアリングエコノミー検討会議第2次報告書より

＜シェアリングエコノミー伝道師の派遣＞

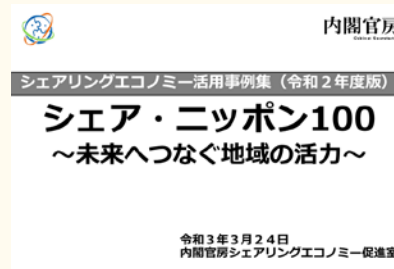
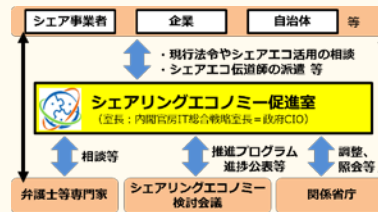
- ・ 地方においてシェアリングエコノミーの導入を促進するため、豊富な知見や活用の実績を備えた人材をシェアリングエコノミー伝道師として12名任命（令和3年1月時点）。
- ・ 令和2年度、シェアリングエコノミー伝道師を8地域に派遣。
（※）派遣実績は、総務省「地域情報化アドバイザー派遣制度」利用分

＜シェアリングエコノミー活用事例集の公表＞

- ・ 地方公共団体等が社会課題の解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用する取組をまとめた活用事例集を公表。最新版では、全115地域の事例を掲載。

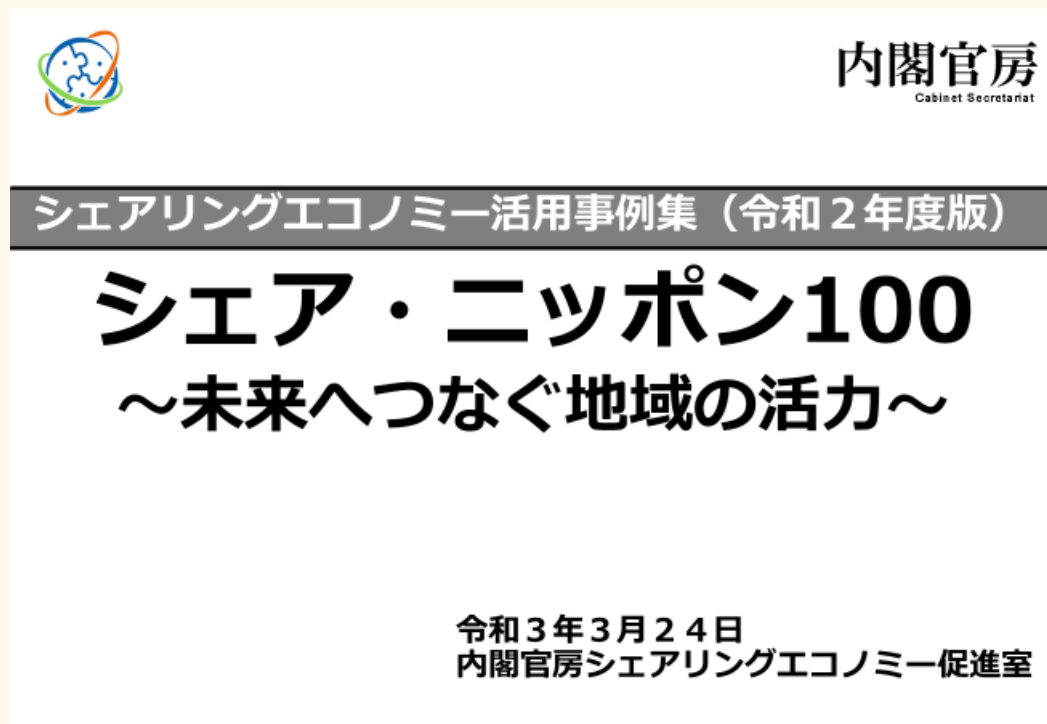
＜シェアリングエコノミーで実現できること＞ ＜「シェアリングエコノミー促進室」による相談受付＞

廃校や古民家等をコミュニティ活動で使用
（遊休資産の活用）
ユニークな観光コンテンツの発掘・発信
（新しい体験機会の創出）
イベント時の宿泊施設不足を民泊で解消
（突発的な需要への対応） など



関連事例

- ✓ 地方公共団体や民間事業者等が、地域における社会課題の解決や経済の活性化を行うためにシェアリングエコノミーを活用している事例を取りまとめ、シェアリングエコノミー活用事例集を公表。
- ✓ 最新の令和2年度版では、活用の目的を「就業機会の創出」「需給ひっ迫の解消」「観光振興」「子育て支援」「地域の足の確保」「防災」「その他」の7つに分類し、全115地域の事例を掲載。
- ✓ 参考URL：https://cio.go.jp/share-nippon-100_R2



施策名：防災分野でのシェアリングエコノミー活用を促進するモデル連携協定の作成

内閣官房IT総合戦略室 03-3581-3484（代表）
share-eco-center_atmark_digital.go.jp（※）_atmark_は、@に置き換えてください。

分野

未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

総合戦略該当箇所

横2-1-(1)-iv

予算額

非予算

特徴・ポイント

- ✓ 近年、災害等の非常時における共創・共助の支援としてシェアリングエコノミーの活用が顕在化している。
- ✓ 災害等の非常時における新たな公共サービスの円滑な提供に向けて、地方公共団体とシェア事業者間の連携を促進するため、シェアリングシティ推進協議会等とモデル連携協定を作成する。

目的

- ・ 大規模な自然災害が毎年のように発生する中で、新しい災害支援のあり方としてシェアリングエコノミーの活用が少しずつ顕在化している。
- ・ 一方、役所内やシェア事業者との調整が、地方公共団体のシェアリングエコノミー活用における課題となっている。
- ・ 災害等非常時の新たな公共サービスの円滑な提供に向けて、地方公共団体とシェア事業者間の連携を促進するため、シェアリングシティ推進協議会等と課題や必要事項の整理をした上で、モデル連携協定を作成する。

概要

- ・ 災害等の非常時における新たな公共サービスの円滑な提供に向けて、シェアリングシティ推進協議会等と連携して地方公共団体と事業者団体等が締結するモデル連携協定を作成する。
(シェアリングシティ推進協議会は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が、地域でのシェアリングエコノミーの活用を推進するため、令和2年7月に新たに設立。)

<災害時におけるシェアリングエコノミーの可能性>

災害の緊急時でも「持っている人」と「必要としている人」が直接インターネットを介してつながり、シェア（共有）することができる。

従来のモデル

組織（企業・行政機関など）を通じてモノや情報をやり取り
→組織がストップすると供給ができない



シェアリング（共有）

インターネット上で個人と個人が直接やり取り
→ネットさえあれば個人間で直接リアルタイムにつながるが可能



（※）第16回シェアリングエコノミー検討会議（一社）シェアリングエコノミー協会発表資料より一部を転用

<災害時のシェアリングエコノミー活用例>（民間の取組）

- ・ 民泊を活用した避難場所の提供
- ・ フードトラックのシェアサービスを活用した被災地への炊き出し支援
- ・ キャンピングカーのシェアサービスによる医療従事者向け休憩場所の提供
- ・ 駐車場シェアサービスによる駐車スペースの無償提供
- ・ 医師のシェアサービスを活用したオンライン医療相談 等

<「シェアリングシティ推進協議会」の設立>

- ・ 令和2年7月に設立。現在、50程度の地方公共団体が入会済。

<活動内容>

- ・ 「防災」「観光振興」など課題に応じた各種ワーキングの開催
- ・ オンライン意見交換会（自治体間の情報共有など）
- ・ シェア事業者とのマッチングイベント など



災害対策などポストコロナの地域課題解決を目指し
シェアリングシティ推進協議会を設立

千葉市、神戸市、福岡市、渋谷区など、
7自治体ほか民間企業12社ら参画



（※）（一社）シェアリングエコノミー協会作成資料

<地方公共団体とシェア事業者が締結する連携協定モデルの作成>

- ・ 災害等の非常時における新たな公共サービスの円滑な提供に向けて、地方公共団体とシェア事業者間の連携を促進するため、シェアリングシティ推進協議会等とモデル連携協定を令和3年度中に作成し、シェアリングエコノミーを活用する取組を推進する。

施策名：我が国主導のシェアリングエコノミーの国際標準化の実現

内閣官房IT総合戦略室 03-3581-3484（代表）
share-eco-center_atmark_digital.go.jp（※）_atmark_は、@に置き換えてください。

分野

未来技術の活用に向けた社会ニーズの
醸成

総合戦 略該当 箇所

横2-1-(1)-iv

予算 額

非予算

特徴・ ポイント

- ✓ 新しい経済の形であるシェアリングエコノミーの市場が世界的に拡大を続けており、サービス利用者・提供者双方の安全性・信頼性を高める仕組みの整備が求められ、国際的なルール作りの必要性が高まっている。
- ✓ 国内事業者の海外展開や日本のユーザーが海外でも安心してシェアリングエコノミーサービスを利用できる観点から我が国として国際標準化を推進する。

目的

- ・ 空間・移動・スキルなどをマッチングプラットフォームを介して他の個人等とシェアするサービスは様々な分野で急速な広がりを見せている。
- ・ 一方で、個人が提供するサービスの利用に対する不安感等の課題が存在。安全性と信頼性を高める仕組みの整備が期待されている。
- ・ また、国内事業者の海外展開や、国内ユーザーが海外で安心してサービスを利用する、海外ユーザーが日本のサービスを利用する等の観点から、国際的なルール作りは重要であり、国際標準化機構（ISO）において、日本が主導してシェアリングエコノミーの国際標準化を進める。

概要

- ・ 国際標準化機構（ISO）において、日本からの提案による、シェアリングエコノミーに関する国際規格を開発する新たな技術委員会の設立が2019年1月に承認された。
- ・ 国際的なルール作りの場において、日本が主導してシェアリングエコノミーの国際標準化（ISO/TC324）を進める。（2022年度中のTS発行を目指す）

<オンラインプラットフォームの運用に関する国際標準化>

- 2017年9月、シェアリングエコノミーのISOワークショップがトロントで開催され、IWA27:2017（シェアリングエコノミー 指針針及び枠組み）が発行。
- 2019年2月、ISOにおける国際提案を視野に、英国規格協会（BSI）と連携し、日本のシェアリングエコノミー・モデルガイドライン（2016年11月公表）をベースにBSI/PAS 202:2019を発行。
- 2019年1月、日本提案により、ISOで新たにシェアリングエコノミーに係る専門委員会（ISO/TC324）の設立が承認。幹事国及び議長は提案国である日本に決定。

- 2020年10月、BSI/PAS 202:2019を基にしたデジタルプラットフォーム標準に関する新業務項目提案（NP）が承認され、作業グループ（WG2）が設立。IS（国際規格）より迅速に発行可能なTS（技術仕様書）として開発する方針に決定。
- 2020年12月に第4回ISO/TC324総会開催。

- ・ 国際標準化機構（ISO）における国際的なルール作りの場において、日本が主導してシェアリングエコノミーの国際標準化（ISO/TC324）を進めている。
- ・ 2022年度中のTS発行を目指す。

<シェアリングエコノミーの国際標準化によって期待される効果>

- ・ サービス利用者及び提供者のシェアリングエコノミーに対する不安感の解消
- ・ グローバルでの市場の拡大・新市場の創出 等

<（参考）「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」（内閣官房）>

シェア事業者においては、安全性・信頼性の確保という点のみならず、事業の成長という観点からも、本ガイドラインに沿って、社会に対する説明責任を不断に果たしつつ、適切な企業行動を取ることを期待するものである。

1. 安全性の確保

シェア事業者は、自らが提供するプラットフォームを通じて提供されるサービスを分析し、生命・身体に危害を与える可能性がある場合には、リスクを見積もるとともに講ずる対策を通じて許容可能なリスクに到達したかどうかを判定すること。

2. 違法性の確保

シェア事業者は、アカウントセキュリティを高め、レピュテーションリスク等を低減させる観点から、自らが提供するプラットフォームを通じて提供されるサービス及び当該マッチング行為を分析し、弁護士等の法律の専門家を活用して、明らかに抵触するおそれが高い法令の調査及び法令違反とならない根拠の明確化を行うこと。

3. シェア事業者が遵守すべき具体的事項

- ・ 「一般」
違法・権利侵害を利用規約で禁止し、違法行為を抑止するための取組を能動的に行うこと、プラットフォーム機能やサービスに係る情報提供を行うこと、事前の問合せ機能を提供すること、事後評価の仕組みを設けること、相談窓口を設け、その機能の充実に努めること、情報セキュリティ確保に必要な措置を講ずること等を遵守。
- ・ 「安全性の確保が特に求められるサービス」（例：子供の預かりサービス）
「一般」で求められる事項に加えて、本人確認を徹底に行うこと、賠償責任保険等の措置を備えること、緊急時の対処方法を明確化すること、スキルアップ機会を確保すること等を遵守。
- ・ 「違法性の確保に特に注意を要するサービス」（例：民泊サービス）
「一般」で求められる事項に加えて、提供者に対して法令に基づく許可証の提出を求めること等を遵守。

施策名：デジタル活用環境構築推進事業

総務省情報流通振興課情報活用支援室
03-5253-5685 digital-katsuyo@ml.soumu.go.jp

分野

未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成

総合戦略該当箇所

横 2-1-(1)-iv

予算額

令和2年度第3次補正一般会計
1,140百万円の内数

特徴・ポイント

- ✓ 携帯ショップや公民館などで、オンラインサービスの利用方法等を説明（令和3年度は全国1000箇所程度を想定）
- ✓ 教材や動画の作成、「デジタル活用支援員」を育成するための研修を実施
- ✓ 事業用webサイトの構築や、地方自治体との連携による周知広報等を実施

目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、我が国全体として感染防止につながる新しい生活様式の早期実現は喫緊の課題である。そのため、国民の誰もがオンラインによる行政手続やサービスを利用できるようにすることが求められる状況であり、デジタル活用支援を全国規模で迅速かつ集中的に行う必要がある。よって、高齢者をはじめとした国民のデジタル活用を支援することにより、「デジタル格差」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現する。

概要

- ・ デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対して、オンラインによる行政手続・サービスの利用方法等に関する助言・相談等の対応支援を行う事業者に対して助成等を実施する。

<期待される効果>

- ・ 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう、「デジタル格差」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現する。

<対象事業のイメージ>

国
(総務省)



・ デジタル活用支援の活動に対する助成 等

携帯ショップの スマホ教室等



高齢者等の身近な場所で、行政手続きや利用ニーズの高い民間サービスの利用方法等の助言や相談などを実施

<説明・相談の例>

- ・ マイナポータルやe-TAXの使い方
- ・ マイナンバーカードの申請
- ・ オンラインによる診療や予約 等

<補助対象者>

- ・ オンラインによる行政手続き・サービスの利用方法等に関する説明・相談等を行う携帯ショップ、地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等

<補助率>

- ・ 事業費の1 / 1 補助

<その他>

※本事業のほか、地方自治体が、地域社会全体のデジタル化を推進するための経費について普通交付税措置を実施（令和3年度：2,000億円）

（参考）令和2年度 デジタル活用支援の事例

- 令和2年度、デジタル活用支援の担い手、実施体制等を検証するために実証事業を実施
- 全国11箇所で、様々な実施主体や支援対象等の説明会・相談会を実施

＜事例①会津若松市の取組＞



実施団体代表	(株) エヌ・エス・シー（※携帯電話販売代理店）
その他実施団体	会津若松市
実施地域	福島県会津若松市全域
支援員の属性	①（株）エヌ・エス・シーの社員 3 名 ②会津大学等の学生 3 名、高齢者 1 名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、データ通信量、QRコード読み取り、セキュリティ、アプリのダウンロード（COCOAで実践）、マイナンバーカード・健康保険証利用 等
主な支援対象者	スマホ所有の高齢者（1 講座当たり定員20名× 3 回実施予定）

＜事例②福井市の取組＞



実施団体代表	グラスITフィールズ（株）（※地元ICT企業）
その他実施団体	福井市、（有）ハートブレーン
実施地域	福井県福井市全域
支援員の属性	①（株）グラスITフィールズの社員 1 名 ②福井市公民館会員、スマホサークル講師等 5 名
講座内容	Wi-Fiのつながり方、Googleアカウント取得、LINEの使い方、マイナンバーカードの申請 等
主な支援対象者	①スマホ所有の高齢者（1 講座当たり定員31名× 4 回実施予定） ②聴覚障害をお持ちの方

**施策名：地域ICTクラブの普及促進
(デジタル活用共生社会推進事業)**

総務省情報流通振興課情報活用支援室
03-5253-5685 ictclub@soumu.go.jp

分野	未来技術の活用に向けた社会ニーズの醸成	総合戦略該当箇所	横2-1-(1)-iv	予算額	令和3年度当初一般会計 107百万円の内数
-----------	---------------------	-----------------	-------------	------------	--------------------------

特徴・ポイント	✓「地域ICTクラブ」は、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供するもので、地域住民との交流を行ったり、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するもの ✓「地域ICTクラブ」の全国的な展開に向けて、運営ノウハウや実施方法のモデル化を情報提供
----------------	--

目的	・地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供する「地域ICTクラブ」の普及促進を図る。	概要	・地域ICTクラブ実施団体からなる全国的なネットワークの構築 ・全国各地で取組成果を発表する機会の提供や全国交流会を実施することによる、切磋琢磨できる機会の提供
-----------	--	-----------	---

詳細

地域ICTクラブの趣旨

- 地域ICTクラブは、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供するもので、地域住民との交流を行ったり、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するもの
 - 子供たちが学校教育で学んだものを地域でさらに深め、興味関心に応じ実践的な学びを行う
- (参考)
- ・全国的な展開に向けて、運営ノウハウや実施方法のモデル化を情報提供



講座の様子

取組方向性

- 全国的なネットワークの構築
 - ・地域ICTクラブ実施団体からなる全国ネットワーク構築
- 切磋琢磨できる機会の提供
 - ・全国各地で取組成果を発表する機会の提供や全国交流会を実施



・学童連携モデル（埼玉県）

自治体のこども子育ての受け皿である公民館や児童館と連携した活動モデル。プログラミングを通じて「創造的な学びの世界」を体験（新座IoTの学び推進協議会）



会場は児童館



メンターの話聞く子供たち

・多世代交流モデル（神奈川県）

地域の若者から高齢者まで幅広い年代が共に学び合うモデル。“世界最高齢プログラマー”の若宮正子さんをはじめ地域のシニアの方がメンター・サポーターとして活躍（つづきIoT学習推進協議会）



シニアが小学生に教えるクラブ活動



女の子も楽しめる電子工作